

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I  
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）】

教育委員会名	兵庫県教育委員会
指定したモデル地域名	芦屋市／西宮市

概 要

地域内の全学校・園数（平成 27 年 12 月 1 日現在）

【単位：校・園】

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
52	48	23	22	1	2	148

<参考> 保育所数：18 所、市立総合教育センター等：2 所

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

芦屋市は、平成 22 年に開校した県立芦屋特別支援学校がセンター的機能を発揮し、開校以来、年々センター的機能の活用が進んできた。人口は約 10 万人で、神戸市を除く兵庫県の 1 市町当たりの平均的な人口規模である。芦屋市は、平成 25 年度からモデル地域とした市内すべての 3 中学校区を今年度も継続してモデル地域として指定した。結果、県立芦屋特別支援学校のセンター的機能にかかる普及啓発が進んだ。

西宮市は、市立西宮養護学校が肢体不自由に関するセンター的機能を発揮し、市立総合教育センターには専門家チームを置き、小・中学校等が積極的に活用し、専門性を高めている。また、知的障害や自閉症及び発達障害に関しては、県立芦屋特別支援学校がセンター的機能を発揮している。人口は約 48 万人で学校数が多い。今年度は、昨年度指定した 1 中学校区に合わせて、南側に隣接する 1 中学校、2 小学校（いずれも昨年度の中学校区の通級指導担当教員の巡回校）を加えた計 6 校を今年度のモデル地域に指定した。

両市共に市立の特別支援教育にかかる教育センターを設置しており、市教育委員会は特別支援教育に関して小・中学校等の指導・助言を積極的に行っている。都市部に位置し、教育機関以外にも連携しうる支援資源が豊富に存在する地域である。

## 2. 取組の概要

【スクールクラスターを活用した取組を支援するために教育委員会が行った取組や工夫】

兵庫県特別支援教育第二次推進計画に基づき、教育資源の連携による指導支援の質の向上にかかる実践研究を推進している。平成27年度のモデル地域は、芦屋市と西宮市鳴尾地区を指定した。芦屋市は、平成25年度から市域全域を指定しており、市内3つの中学校区の中で1校区ずつを重点エリアとした。3年目の今年度は、市の北部に広がる山手中学校区である。西宮市は、昨年度からのモデル地域指定された市の南部の学文中校区の1中学校2小学校に加えて、今年度は昨年度地域の南に隣接する1中学校2小学校の計6校とし、西宮市鳴尾地区とした。鳴尾地区は小学校・中学校ともにそれぞれ同じ通級指導担当教員が巡回を行うつながりのある地域である。

合理的配慮協力員3名については、芦屋市の小学校7校を対象に市立芦屋特別支援教育センターの1名、芦屋市の中学校3校を対象に県立芦屋特別支援学校の1名、西宮市鳴尾地区6校を対象に西宮市総合教育センターの1名を原則として配置し、日々、担任との協働による合理的配慮の検討や、授業実践の質的向上を図った。具体的には、モデル校を巡回し、校内委員会への参画と指導・助言、他機関や小学校間、小・中学校間、他の教育機関との連携促進やコーディネートを行った。

また、事業評価を行うため学識経験者2名を委員長、副委員長とし、両市教育委員会の特別支援教育担当者、教育事務所の特別支援教育担当者、小・中学校の代表校長、保護者を代表してLD親の会会員等で構成する事業運営協議会（年2回）を設置した。第1回では、昨年度の成果と課題の検証から、最終年次の今年度をどのように活動すべきかについて協議した。第2回では、最終年次としての今年度の活動報告と3年間の事業について総括し、来る平成28年4月の障害者差別解消法施行に向けて、本事業成果をどう活用すべきか、という視点の展望を行った。

さらに、本事業で得られたノウハウを全県下に発信するため、県レベルの事業報告会を実施した。県下の特別支援学校の地域支援コーディネーター、全市町の教育委員会指導主事、市町の特別支援教育の中核となる教員等、約180名の参加があった。事業成果として、学級や学校園が単体で特別な教育的ニーズのある児童生徒等の指導支援を担うのではなく、校園内の教育資源、学校園間、学校と地域が連携することが、個々の児童生徒等の指導支援を最適化することを発信した。また、4月に迫った障害者差別解消法の施行による合理的配慮の提供義務化についても、再認識して、準備に取りかかる契機にできた。

さらに、インクルーシブ教育システム構築モデル事業での成果を中心に、合理的配慮の提供にかかる、学校園での対応のポイントをまとめたリーフレットを作成し、県下すべての公立幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校に配布し、インクルーシブ教育システムの構築を推進する。

【モデル地域内における取組】

合理的配慮協力員は、昨年度と同様3名配置した。活動としては、巡回指導による地域の小・中学校等における合理的配慮の提供支援を行った。今年度は、教育内容等にかかる実践（板書、教材、机間巡視、学級経営等）そのものへの積極的な介入による、直接的具体的な授業改善による合理的配慮の提供支援、学校内での授業検討会の開催や検討手順への指導助言の活用よりも、市教育委員会と連携した教員研修グループ「ユニバーサルデザイン授業研究グループ」への指導助言、モデル地域で専門性を高めてきた教員を中心とした、地域の小・中学校教員等の相互の支援で取組を進めていく仕組みづくりに、徐々に力点を移した。下半期は、事業終了後も、本事業のノウハウが途絶えることなく、さらに取組を進めていくよう働きかけた。市教育委員会もそれに呼応して、新年度の体制づくりに今年度から取りかかっている。

### 3. 成果及び課題

#### (1) 成果

今年度第2回事業運営委員会を3月4日に開催し、今年度を含め、3年間の事業成果の総括を行い、以下の3点の成果を確認した。

- 小・中学校を中心に、教育資源を積極的に活用し、特別な教育的ニーズのある児童生徒等に対する実践の質を、少しでも高めようとする動きが活性化されていること。
- 本人・保護者と十分に話し合い、実践の一貫性を高めようとする動きが、教員間に浸透してきていること。
- 授業のユニバーサルデザインへの動向に、本事業による特別支援教育の視点がいかされ、特別な教育的ニーズのある児童生徒等を中心としながら、すべての児童生徒等に対する的確で効果的な指導のあり方を模索する動きが生じてきたこと。

#### (2) 課題

- ① 特別支援学校が立地する市町とそうでない市町とを平均化していくため、市町教育委員会が、具体的にどう対応すれば良いか、ビジョンやモデルが示されていない。
- ② 合理的配慮協力員を加配等で配置しなくても、本事業の成果をいかす具体的なビジョンや方略が示せていない。

#### (3) 課題への今後の対応

##### ①について

県教育委員会は、県内全域に、特別支援学校の障害種別に応じた相談窓口校を整理して示した「支援マップ」を整備し、毎年更新して示している。特別支援学校は、その障害種の専門性が高く、センター的機能を有しているため、市町からの相談ニーズは高い。市町域に特別支援学校がない市町については、まずは相談から特別支援学校につながることを大切にし、支援マップの活用について紹介する。

##### ②について

合理的配慮協力員による支援・援助にあたっては、本事業における合理的配慮協力員の実践ポイントである、①まず担任と十分にやりとりをして、人間関係を築くこと、②校内委員会に同席して的確な指導助言を行うこと、③支援策を協働して立案し実践しながら、担任が支援する部分を徐々に拡大して、最終的には協力員が関与しなくても支援ができるようにする、の3点をビジョンとして市町教育委員会に示す。その上で、すべてを兼ね備える人材育成は困難ながら、各教育資源の長所をいかした「チーム支援」のアイデアの活用について、市町教育委員会に提案する。